Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.226 2023 年 09 月 14 日

ベトナム知的財産法の実施に係るガイドラインの施行

ベトナム政府は 2023 年 08 月 23 日に 2022 年知的財産法の一部の条項の実施に係るガイドラインとして政令第 65/2023/ND-CP 号を公表し、当該政令は公表後直ちに施行されました。

この政令に以下のものが含まれています。

記

1. 特許の PCT 出願、商標のマドリッド出願のほかに意匠のハーグ出願の手順の追加
2. 登録証の電子発給
3. 地理的表示を使用する者の権利と責任に係る制限、医薬品の販売承認の遅延に基づく特許権者への補償の手順
4. 秘密発明の特許出願を特定する手順
5. 登録商標の識別力に変更がない場合に限り商標見本の軽微な権利を要求しない要素を削除可能
6. 商品の産地や出所に混乱を引き起こす可能性のある商標権の譲渡に対する制限規定の追加
7. ベトナム指定のマドリッド出願を除き、国内出願に対する異議申立及び第三者による情報提供の制度の導入
8. 侵害と見なされるインターネット上での行為についての定義の修正
9. 損害の認定に関する詳細な根拠の規定
10. 非営利目的で侵害品を配付又は利用する方法に適用の基準の改訂のほか、侵害品の没収という措置の廃止
11. 工業所有権に関連する輸出入品の管理に係る手順
12. 侵害の評価に係る実施手順に関する規則の制定

以上

（出典：Tilleke & Gibbins）